

令和8年 第2回

福生市教育委員会定例会議事録

日時:令和8年2月13日(金)午前10時00分

場所:福生市役所第二棟4階委員会室

## 令和8年第2回福生市教育委員会定例会

### <議題>

#### I 議案

##### (1) 議案第3号

福生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

##### (2) 議案第4号

福生市子ども読書活動推進計画(第五次)について

##### (3) 議案第5号

福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

##### (4) 議案第6号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

##### (5) 議案第7号

福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

##### (6) 議案第8号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

##### (7) 議案第9号

福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

##### (8) 議案第10号

福生市立学校学校運営協議会規則の一部改正について

(9) 議案第11号

福生市立学校体育施設の開放に関する規則等の一部改正について

(10) 議案第12号

福生市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正及び福生市教職員等給食に関する要綱の一部改正について

(11) 議案第13号

令和8年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

(12) 議案第14号

福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡の市登録史跡の登録に伴う答申について

2 協議事項

(1) 協議事項I

令和8年度福生市教育方針について

3 報告事項

(1) 報告第4号

令和7年度卒業式告辞について

(2) 報告第5号

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について

(3) その他報告事項

ア 令和8年度組織改正について

出席委員	教育長	石田 周
	教育長職務代理者	宇田 剛
	委員	野口 哲也
	委員	高橋 典久
	委員	林 宣之

事務局(説明員)	教育長(再掲)	石田 周
	教育部長	中島 雅人
	参事兼教育指導課長	森保 亮
	教育総務課長	大楠 功晃
	教育部主幹	竹内 秀礼
	学務課長	大畠 秀貴
	教育支援課長	森田 尚之
	生涯学習推進課長	菱山 栄三郎
	スポーツ推進課長	大村 正仁
	公民館長	佐藤 克年
	図書館長	森本 恭子
	指導主事	田畑 圭洋
	指導主事	堀本 太郎
	教育総務係長(書記)	岸野 美幸

傍聴人 0人

## 開 会・前回の議事録・日程

【教育長】 それでは始めさせていただきます。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和8年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、本日の議事日程についてお諮りをいたします。報告第5号、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等についてを日程第17として新たに追加し、これまでの日程第17、その他報告事項を日程18といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第5号については、日程第18、その他報告事項の前に報告することいたします。

議事に入ります前に申し上げます。令和8年1月22日に開催した令和8年第1回定例会議事録につきましては既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。令和8年第1回定例会議事録については承認されました。

これより本日の会議を開きます。これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、宇田剛委員、野口哲也委員を署名委員として指名いたします。

## 教育長報告

【教育長】 次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を部長及び参事より申し上げます。初めに、中島教育部長より報告いたします。中島部長。

【教育部長】 それでは、私からは学校所管以外の教育長報告をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。まず、一番左の列、市の動きでございます。1月31日、文化財消防演習が、今年は今手院にて行われました。2月8日、衆議院議員選挙があり、即日開票されました。例年第七小学校体育館が開票会場となりますが、空調工事の関係から、今年は今第三小学校体育館にて実施されました。

続きまして各課でございます。まず、教育総務課でございます。2月6日、令和7年度市町村教育委員会研究協議会が新橋カンファレンスセンターにて開催され、高橋委員に御出席いただいております。

次に、生涯学習推進課でございます。令和6年度から2か年かけて実施した令和の記憶・記録プロジェクトにつきまして、入賞・入選作品を紹介する写真展を1月31日より郷土資料室にて実施しております。なお、開催期間は3月22日までとなっております。

次に、スポーツ推進課でございます。1月25日、福生市スポーツ協会が主催する、第29回福生市民新春駅伝大会が多摩川中央公園にて行われ、小中学校や一般、町会など、41チームが参加いたしました。その他、各課の主な事務につきましては後ほど御覧ください。

3ページをお願いいたします。こちらは、次回定例会までの主な予定でございます。最初に市の動きでございます。3月3日から、令和8年第1回市議会定例会が27日までの予定で開催されます。市長より施政方針、教育長より教育方針が示される他、令和8年度当初予算などが上程されます。

次に、教育総務課でございます。2月20日、福生第一小学校において、教育委員会、教育委員の学校訪問が行われます。教育委員の皆さまにおかれましては、御予定方よろしくお願いをいたします。2月27日、東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会が東京自治会館にて開催され、高橋委員が出席される予定でございます。3月14日、令和7年度福生市教育委員会表彰式をもくせい会館にて実施する予定でございます。3月19日、各中学校にて卒業式が挙行されます。

次に、生涯学習推進課でございます。3月17日、令和7年度スタディアシスト事業修了式を、もくせい会館にて予定しております。なお、現在の授業参加者は40名でございます。

最後に図書館でございます。例年各館にて実施しております蔵書点検でございますが、今年は2月17日から22日まで、中央図書館、2月25日から27日で、分館3館にてそれぞれ実施をいたします。点検期間中は、中央図書館の研修室を除き、各図書館は休館となります。その他、各課の主な事務につきましては後ほど御覧ください。説明は以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。ただ今の教育部長の説明にございましたが、2月6日に開催されました、令和7年度市町村教育委員会研究協議会（後期）に高橋委員が出席されました。高橋委員、何か御発言ございましたらお願いいたします。高橋委員。

【高橋委員】 中島部長よりお話がありましたとおり、2月6日、新橋カンファレンスセンターで開催された、令和7年度市町村教育委員会研究協議会（後期）に参加いたしました。今回の研究協議会は、全国各地から集まった教育委員の方々と対面でグループ協議を行いました。

1つ目に参加した協議は、学校の適正規模、適正配置についてです。私が参加したグループでは、群馬県の館林市、そして滋賀県の近江八幡市、甲賀市、そして埼玉県志木市と、私の福生市の合計5市で、グループでお話をしました。福生市と志木市が、ちょうど面積が同じような規模の市でした。志木市では、既に義務教育学校を設置しておりました。面積は一緒ですが、子どもたちの人数が違うところでした。志木市の義務教育学校では、小中合わせて約1,500人ほどということで、とても大きい学校だと感じました。義務教育学校を設置して良かったことというのは、職員室を一本化できたことがとても良かったと言われていました。小学校の先生の良いところ、中学校の先生の良いところを取り入れられたところがとても良かったのではないかと感じていました。

また、甲賀市ですが、統廃合を進めている段階ですが、10年前だと住民意見は反対だったということです。ただ、10年たった今は、住民の意見としては賛成になったということです。それはどういうことかという、やはり人口減少がしていき、現実を見ると、やはり子どもたちが一緒にの学校に通ってもらったほうが良いと思ったようです。

最後に文科省の方に質問コーナーがありました。合意形成の面で印象に残っていることがあります。1割の反対意見のために9割の賛成が通らないことがある。9割の賛成意見のしっかりとした賛成の意見を取り入れられるようにしたほうがうまく進むのではと話されていました。ただ、その1割の反対を賛成に持っていくことがとても重要だということだと思います。

そして2つ目のテーマは、部活動改革と地域スポーツ環境の整備についてです。私が参加したグループでは、千葉県の香取市、山口県の萩市、栃木県のさくら市、滋賀県の野洲市、そして本市である福生市の計5市による意見交換を行いました。その中で、部活動の地域移行が比較的進んでいると感じたのは香取市でした。香取市では、既に10のクラブが活動を認定し、地域主体での活動が行われているということです。一方で、現時点では文化部に該当するクラブはまだ成立されていないという課題も共有されました。また、活動に伴う送迎については、基本的に保護者が対応している状況であるとのことでした。この点について、本市、福生市を考えますと、比較的コンパクトな市域であることから、保護者による送迎という形より、自転車などによる生徒自身の移動が現実的ではないかと感じました。

また、全体討議の最後に、文部科学省の方へ、活動中にけがが発生した場合、どこが責任を負うのかという質問がありました。これに対し、文部科学省の方からは、どの組織が運営主体となっているかによって責任の所在は決まるとの回答がありました。このことから、地域移行のクラブ活動においては運営主体を明確にするとともに、スポーツ保険への加入を必須とするなど、安全面、責任に対しても十分に整えた上での運営が不可欠であると強く感じました。以上、2つのグループワークに参加させていただいた詳細になります。ありがとうございました。

【教育長】ありがとうございました。それでは、以上の報告に御質問等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。高橋委員、寒い中、また遠方までありがとうございました。詳細な御説明ありがとうございました。よく分かりました。

【高橋委員】ありがとうございました。

【教育長】次に、森保教育部参事より報告いたします。森保参事。

【教育部参事】それでは、学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。

資料4ページを御覧ください。4点ございます。1点は、行事等の実施状況についてです。項番ア、道徳授業地区公開講座でございますが、福生第二小学校及び福生第七小学校は記載の日程で実施いたしました。項番イ、福生市立学校展覧会でございますが、本年度も1月23日から25日まで、市民会館の展示スペースで実施いたしました。

2点は、今後の行事等の予定についてです。令和7年度の卒業式の予定は記載の日程のとおりでございます。

3点目、研究発表会についてでございます。項番ア、福生市研究奨励校発表会が1月30日に実施されました。本年度は福生第三中学校が奨励校2年目として、授業公開及び研究発表を行いました。項番イ、福生市立学校教育研究会報告会でございますが、2月4日（水曜日）市民会館小ホールにて開催いたしました。御出席いただきました教育委員の皆さま、御多用の中ありがとうございました。

4点目、その他についてでございます。5ページの資料を御覧ください。2月に入ってから、新たに3校でインフルエンザによる学級閉鎖がございました。一度収束の兆しがございましたが、今度はB型の感染が拡大している状況でございます。引き続き手洗いの徹底や換気について各学校へ促してまいります。私からの報告は以上でございます。

【教育長】ありがとうございました。以上、報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

# 議案

## 議案第3号

福生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

【教育長】 次に、日程第3、議案第3号、福生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてを議題といたします。森保教育部参事より内容説明をお願いいたします。森保参事。

【教育部参事】 それでは、日程第3、議案第3号、福生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、その提案理由と内容について御説明いたします。

6ページを御覧ください。本計画案策定の経緯でございますが、これまで本市では平成31年2月に福生市立学校における働き方改革推進計画を策定し、学校の働き方改革を進めてまいりました。令和7年6月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正する法律により、市町村教育委員会において、教員の業務量管理及び健康確保措置に関する計画の策定と、その公表が義務付けられたことから、新たに本市における計画を策定するものでございます。

初めに、議案第3号資料1ページを御覧ください。本計画は、教育職員の時間外在校等時間の実態が社会問題化している中、市教育委員会が目指すべき教育の実現に向けて、教員の働く環境の整備と教育の質の向上をさせることを目的として策定する旨を記述しております。

次に、同資料2ページ、本市の教員の現状と令和11年度までの数値目標を記載しております。本計画は、文部科学省が示した目標に基づき、令和8年度から令和11年度を計画期間としております。

最後に、同資料5ページ以降に、文部科学省が示した学校と教師の3分類に基づき、学校以外で担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、それぞれについて具体的な取り組み内容を示しました。こちらの取り組み内容につきましては、既に実施しているものを黒マルで、今後検討が必要なもの、未実施のものを白マルで示しております。

今後の予定でございますが、各学校においては、本計画を基に各学校で働き方改革の具体的な数値目標を設定し、来年度以降の学校評価に反映させるよう指導してまいります。

また、令和8年度の総合教育会議でも計画の策定及び実施状況を報告し、御協議いただくこととなっております。以上、説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第3号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり決定することといたします。

## 議案第4号

### 福生市子ども読書活動推進計画(第五次)について

【教育長】次に、日程第4、議案第4号、福生市子ども読書活動推進計画(第五次)についてを議題といたします。森本図書館長より内容説明をお願いいたします。森本館長。

【図書館長】それでは、日程第4、議案第4号、福生市子ども読書活動推進計画(第五次)について御説明を申し上げます。

資料につきましては、18ページは資料1概要版、19ページから68ページは資料2計画案本体でございます。11月の教育委員会定例会で御決定いただきました案に基づき、12月5日から市議会議員への意見聴取、12月11日から市民等に対するパブリックコメントを、それぞれ1月9日まで実施いたしました。

結果でございますが、議員意見が1名の方から1点、パブリックコメントは3名の方から7点の御意見がございました。内容でございますが、電子書籍の充実、学校司書の配置、図書館の体制整備と専門性の向上、学校要望に応える図書準備、読書推進活動の取組について御意見を頂戴いたしました。

これらパブリックコメントを受けた計画への反映はございませんが、御意見に対する市の考え方につきましては、市広報3月15日号、市ホームページにて公表いたします。現在も最終的な修正作業を行っておりますが、今回は巻末資料として、63ページ、64ページに用語集と策定までの主な経緯を掲載いたしました。今後、軽微な修正等がございますが、その点につきましては事務局に御一任いただけますと幸いに存じます。御理解のほどお願い申し上げます。説明は以上となります。

【教育長】内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。今、説明がありましたとおり、一度、11月にお目通しいただきまして、パブリックコメントを踏まえて、最終案ということでございます。これで子どもたちの読書をさらに推進していきたいと私もは思っておりますが、よろしいでしょうか。質疑はいいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定することといたします。

## 議案第5号

### 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

【教育長】次に、日程第5、議案第5号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】日程第5、議案第5号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明をさせていただきます。

70ページをお願いいたします。記載の1から5の各条例につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法

律」第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、議案第5号から議案第9号として提出するものでございます。

71ページをお願いいたします。まず提案理由でございますが、東京都の職員の勤務条件を参考にし、生理休暇の見直し、介護休暇の承認期間及び介護時間の取得期間の見直しについて、条例改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。73ページの新旧対照表をお願いいたします。第10条は、休暇取得への心理的抵抗感を緩和する観点から、生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるものでございます。第10条の2は、職員の介護と仕事との両立を支援する観点から、介護休暇の承認期間を、現行の「連続する6月」から「連続する1年」に改めるものでございます。

74ページをお願いいたします。第10条の3は、第10条の2と同様の理由から、介護時間の取得期間を現行の「連続する3年の期間内」に限る要件を撤廃するものでございます。

戻りまして72ページをお願いいたします。最後に附則でございますが、令和8年4月1日から施行いたそうとするものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第5号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり同意することといたします。

#### 議案第6号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

【教育長】 次に、日程第6、議案第6号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第6、議案第6号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明させていただきます。

資料の77ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、西多摩地域の学校医等の報酬については、西多摩地域保健衛生担当課長会と西多摩医師会において事前に協議を行い、西多摩地域医療懇話会において決定されておりますが、西多摩医師会との協議において、学校医等の報酬額について改定が示されたため、福生市においても同様に改定を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。79ページの新旧対照表をお願いいたします。令和7年人事院勧告の3.62%引き上げを勘案し、記載のとおりそれぞれ金額を改定するものでございます。なお、教育部では、学校医及び学校歯科医が該当いたします。

戻りまして、78ページをお願いいたします。最後に附則でございますが、令和8年4月1日から施行いたそうとするもの

でございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第6号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

#### 議案第7号

福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

【教育長】 次に、日程第7、議案第7号、福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第7、議案第7号、福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明させていただきます。

資料の82ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、令和7年人事院勧告及び東京都人事委員会勧告におきまして、給料及び各手当の見直しが勧告されたため、勧告の趣旨を踏まえ、一部改正を行おうとするものでございます。

次に、主な改正内容でございます。86ページの新旧対照表を御覧ください。第10条第2項の改正となりますが、通勤にかかる費用弁償について、通勤手当の手当額を都基準と同額に改定するとともに、支給月額の上限額について、15万円に引き上げるものでございます。さらに自動車等で通勤している職員について、上限月額5,000円として、駐車場等の利用料金に相当する額を支給するものでございます。

戻りまして85ページをお願いいたします。最後に附則でございますが、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第7号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

#### 議案第8号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

【教育長】 次に、日程第8、議案第8号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第8、議案第8号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明させていただきます。

資料の91ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、令和7年人事院勧告及び東京都人事委員会勧告におきまして、給料及び各手当の見直しが勧告されたため、勧告の趣旨を踏まえ、本条例の一部改正を行おうとするものでございます。

次に、主な改正内容でございます。少し飛びまして103ページの新旧対照表をお願いいたします。大きく4点ございます。まず1点目が、第10条の2は、地域手当の支給割合を16%に改定する規定整備を行うものでございます。次に2点目が、第10条の3は、住居手当の月額の上限額を1万5,000円から3万円に改定するものでございます。

次に3点目が、103、104ページの第11条は、通勤手当の手当額を都基準と同額に改定するとともに、支給月額の上限額について、15万円引き上げるものでございます。さらに自動車等で通勤している職員について、上限額5,000円として、駐車場等の利用料金に相当する額を支給するものでございます。次に4点目が、106ページからの別表第1は、課長昇任時の職務・職責に見合った給与上昇を確保するため、課長職(4級)について、号給を繰り上げるものでございます。

戻りまして、99ページをお願いいたします。最後に附則でございますが、第1項は、令和8年4月1日から施行いたそうとするものでございます。第2項は、改正前の福生市の一般職の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる4級(課長職)の適用を受けていた職員の、令和8年4月1日(切替日)における新しい号給を規定するものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第8号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

#### 議案第9号

福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

【教育長】 次に、日程第9、議案第9号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第9、議案第9号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明させていただきます。

資料の117ページをお願いいたします。まず提案理由でございますが、令和8年3月31日までの期間で実施している管理職職員の給料月額削減期間を、令和9年3月31日まで1年間延長するため、本条例を改正するものでございます。

次に、改正内容でございます。119ページの新旧対照表をお願いいたします。第1条に規定している特例期間を令和9年3月31日までとし、第2条に規定している支給減額率を記載のとおり改正するものでございます。また、附則第2項に規定しております条例の失効の期限を、令和9年3月31日まで延長するものでございます。

戻りまして118ページをお願いいたします。最後に附則でございますが、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第9号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり同意することといたします。

#### 議案第10号

福生市立学校学校運営協議会規則の一部改正について

【教育長】 次に、日程第10、議案第10号、福生市立学校学校運営協議会規則の一部改正についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。菱山課長。

【教育総務課長】 それでは、日程第10、議案第10号、福生市立学校学校運営協議会規則の一部改正について御説明いたします。

資料は121ページを御覧ください。提案理由でございます。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が一部改正されることになりまして、その第7条第1項に業務量管理、健康確保措置の実施が明記されることになりました。これを受けまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も一部改正となり、同法の第4節学校運営協議会のうちの第47条の5に、学校運営協議会の承認項目として、先ほど申し上げました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する業務量管理、健康確保措置の実施が追記されることとなりました。

この法の一部改正によりまして、学校運営協議会を設置する各学校では、令和8年度学校運営に関する基本的な方針を作成する際、業務量管理、健康確保措置の実施に関する内容を明記し、当該学校の学校運営協議会の承認を得る必要がございます。そのため、今回、この法改正に対応いたしまして、福生市立学校学校運営協議会規則につきましても一部改正するものでございます。

資料は123ページの新旧対照表を御覧ください。第13条にございます基本的な方針の承認事項に(6)として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理、健康確保措置の実施に関する内容を追記するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行いたそうとするものでございます。説明は以上でございます。御審議を賜りまして御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第10号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することといたします。

#### 議案第11号

福生市立学校体育施設の開放に関する規則等の一部改正について

【教育長】 次に、日程第11、議案第11号、福生市立学校体育施設の開放に関する規則等の一部改正についてを議題といたします。大村スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。大村課長。

【スポーツ推進課長】 それでは、福生市立学校体育施設の開放に関する規則等の一部改正について説明をさせていただきます。

今回の改正については、4次案の改正を予定しており、改正概要についてはこの後説明をさせていただきますが、個別の改正内容の詳細については125ページから126ページ、議案第11号、資料1に一覧を記載しておりますので、御参照いただきたく存じます。

それでは説明に入らせていただきます。

まず、福生市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。127ページ、議案第11号、資料2をお願いいたします。規則改正の改め文となっておりますが、読み上げは省略させていただきます。主な変更点は、一部規定の整備の他、運営委員会に係る規定の削除等に伴い、内容の整備をしようとするものでございます。

次の128ページから129ページまでが規則改正の新旧対照表で、左が改正案、右が現行となっております。次に、改正の内容でございます。第5条の後半にただし書きで、ただし教育委員会が特に必要と認める時はこの限りではないの文言を追加し、第7条では予約システム導入により手続きが簡素化されたことから、文言の整理をしております。

次に、現行の第12条から第15条までを削除し、第16条以下を繰り上げるものとしており、附則として施行期日を令和8年4月1日とし、経過措置とともに欄外の下段に記載をしております。また、別記様式についても、第1号から第3号までについて、申請時の印鑑の不要、公印省略等についてを規定し、同時に文言等の修正を行っております。説明は以上になります。

次に、福生市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。130ページ、議案第11号、資料3をお願いいたします。規則改正の改め文となっておりますが読み上げは省略させていただきます。主な変更点は、主要手続きに係る一部規定の整備の他、規定の削除、様式の制定と削除及び一部修正に伴い、内容を整理しようとするものでございます。

次の132ページから134ページまでが規則改正の新旧対照表で、左が改正案、右が現行となっております。次に、改正の内容でございます。第2条第3項では、券売機のある施設の使用権がそれぞれ様式指定されていたものについて、各テニスコートについては様式第3号の様式と、使用料の支払いとし、市営競技場とプールについては、使用料の支払い

としております。

次に、第5項については、施設利用について、新たに延長規定を整備しております。第3条第2項及び第3項については、規定の整備、現行の第4条については、現在券売機でも領収書の発行を行っていることから、規定を削除し、第5条については券売機の機種が変更されるたびに超過券のフォーマットが変更されるため、様式指定の規定を削除しております。

次に、現行の6条、7条については、規定の整備等を行い、新たに4条、5条に繰り上げ、5条の表中の別記様式の記載については、様式の変更等による番号の変更を行っております。次に、現行の第8条以降は、新たな6条以下となり、順次規定を繰り上げるものとしており、附則として施行期日を令和8年4月1日とし、経過措置とともに欄外の下段に記載をしております。また、別記様式についても決裁欄の削除、許可証の公印省略、使用申請書の新規整理等を行い、様式番号の整理と繰り上げを行っております。説明は以上となります。

次に、福生市体育館条例施行規則の1号を改正する規則について、御説明をさせていただきます。135ページ、議案第11号、資料4をお願いします。規則改正の改め文となっておりますが、読み上げは省略させていただきます。主な変更点は、一部規定の整備の他、規定の削除、様式の制定と削除等に伴い、内容を整理しようとするものでございます。

次の137ページから139ページまでが規則改正の新旧対照表で、左が改正案、右が現行となっております。次に、改正の内容でございます。第2条第1項では、券売機での使用券の購入と、使用券の様式が指定されていたものを使用料の納入とし、第2号では文言を整理し、第2項では現行の別記様式第3号を修正し、新たに第2号様式へ変更しております。同様に第6条第2項でも現行の別記様式第4号様式を修正し、新たに第3号様式へ変更し、現行の第8条を削除し、条文の繰り上げをするとともに、新たに第8条においては規定の整備をしております。また、現行第11条、第12条は、新たに第10条、第11条に繰り上げを行い、改正後の第12条では表中における各別記様式の項数の繰り上げ等の変更を行っております。

次に、附則として施行期日を令和8年4月1日とし、経過措置とともに欄外の下段に記載をしております。説明は以上となります。

次に、福生市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則についてを説明させていただきます。

140ページ、議案第11号、資料5をお願いいたします。規則改正の改め文となっておりますが、読み上げは省略させていただきます。次に、変更理由は、今年度より導入いたしました新たな公共施設予約システムの運用におきまして、一部規則と現状に齟齬(そご)がございますことから、一部規定の整備をしようとするものでございます。

次の141ページが規則改正の新旧対照表で、左が改正案、右が現行となっております。次に、改正の内容でございます。第2条第1項第1号の案規定で、条例分の引用について修正しようとするもので、予約システムでは運用していない校庭照明について文言を削除いたそうとするものでございます。

次に、附則として欄外の下段に記載しており、施行期日を公布の期間といたそうとするものでございます。説明は以上となります。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。複数の関連するものを一括で説明していただきました。規定の整備ということでございますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第11号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

#### 議案第12号

福生市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正及び福生市教職員等給食に関する要綱の一部改正について

【教育長】 次に、日程第12、議案第12号、福生市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正及び福生市教職員等給食に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。大畠学務課長より内容説明をお願いいたします。大畠課長。

【学務課長】 それでは、日程第12、議案第12号、福生市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正及び福生市教職員等給食に関する要綱の一部改正について、提案理由ならびにその内容について説明をさせていただきます。

資料は142ページから144ページでございます。初めに提案理由でございます。福生市学校給食費の改定に伴い、福生市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正及び福生市教職員等給食に関する要綱の一部を改正する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

まず、資料143ページ、福生市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正、新旧対照表を御覧ください。左欄、改定案のとおり、第3条関係別表に定める学校給食費の額を改定しようとするものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、144ページ、福生市教職員等給食に関する要綱の一部改正新旧対照表を御覧ください。こちらも左欄、改定案のとおり、第4条関係、別表に定める教職員等給食費の額を改定しようとするものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第12号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決することといたします。

#### 議案第13号

令和8年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

【教育長】 次に、日程第13、議案第13号、令和8年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第13号、議案第13号、令和8年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由ならびにその内容について御説明申し上げます。

資料の145ページをお願いいたします。まず提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

164ページから196ページは、令和8年度福生市一般会計予算及び同説明書の教育委員会所管分の抜粋となっております。

議案第13号の別冊資料をお願いいたします。最初のページをお願いいたします。初めに1、予算規模の一般会計の予算額は309億9,000万円となりまして、前年度比で14億円の増加となりました。これは、人件費の上昇や物価高騰などの影響によるものと考えております。次に、教育費につきましては48億1,121万8,000円でございます。教育費の一般会計に占める割合は15.5%、前年度比では4億8,701万8,000円、11.3%の増でございます。

次に2、大規模事業でございます。大規模事業は1億円以上の事業でございます、記載のとおりでございます。

次に、別冊資料の2ページをお願いいたします。こちらは、実施計画、予算説明書の教育部部分を抜粋しております。上段ア、運営方針につきましては記載のとおりでございます。次にイ、実施計画は、運営方針を具体的に推進するための令和8年度の主だった動きである新規、改善項目等を記載しておりますので説明させていただきます。

初めに新規事業でございます。まず人権尊重教育推進校事業は、東京都人権施策推進方針及び都教育委員会の教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育の一層の充実を図ります。次に、市民会館改良事業は、市民会館の老朽化に伴い、大ホール及び小ホールの特定天井のほか、長寿命化を図る改修を行います。次に、白梅会館の老朽化に伴い、バリアフリー化及び照明設備のLED化等を行います。

続きまして、改善項目でございます。まず、教職員研修事務は、公立小中学校教職員研究・研修所に新たに専任の会計年度任用職員を配置いたします。次に、部活動推進事業は、市立中学校の休日の部活動について、行政主導の地域クラブにおいて実施するトライアル事業を実施し、生徒の活動の場の確保、教職員の働き方改革を推進いたします。

3ページをお願いいたします。次に、英語教育推進事業は、生徒に「使える英語」を身に付けさせる指導の充実を図るため、市内中学校に英作文自動添削サービスの導入を行います。次に、不登校対策事業は、全国の「学びの多様化学校」関係者や教育関係者等が加盟する「学びの多様化学校全国研究協議会」に参画し、情報交換、研究協議、共同開発等を実施いたします。次に、小学校ICT推進事業、中学校ICT推進事業は、令和8年度に校務系端末等のリース満了を迎えることから、ネットワークを統合（校務系・教育系）し、ネットワークセキュリティの更新を行います。

次に、小学校教育環境整備支援事業は、第二小学校に新たに「日本語学級」を新設することで、日本語指導が必要な外国籍児童のニーズへの対応と支援の充実を図るため、学級新設にかかる設備調達等の準備を行います。次に、小学校特別支援教育振興事業は、第五小学校へ「自閉症・情緒障害特別支援学級」の新設及び特別支援教室巡回指導拠点校の第五小学校から第七小学校への移設により、特別支援教育の機能強化と適切な就学の推進を図るため、学校新設と拠点校移設にかかる備品調達等の準備を行います。

次に、福生野球場管理事務は、一般野球用のグラウンドでソフトボールの試合も可能とするため、ソフトボール用フェンスを購入いたします。次に、資料貸出閲覧事業は、持続可能な図書館運営を目指すため、図書館配属の一般事務職員に対し、司書資格取得を公費負担により奨励し、専門的な知識の習得による人材育成を図ります。

続きまして、継続費でございます。まず中学校防音機能復旧復帰事業は、令和8年度から令和9年度にかけ、第一中学校校舎の復機工事を行うため、継続費を設定いたします。次に、福生野球場改良事業は、令和8年度から令和9年度にかけ、福生野球場の改良工事を行うため、継続費を設定いたします。

7ページ以降は、各係の事業別の実施計画（予算説明書）となっており、予算額等を記載しております。以上、大変雑ぱくでございますが、令和8年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分の説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。質疑がないようでしたら終わりたいと思います。

お諮りをいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり同意することといたします。

#### 議案第14号

福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡の市登録史跡の登録に伴う答申について

【教育長】 次に、日程第14、議案第14号、福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡の市登録史跡の登録に伴う答申についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。菱山課長。

【生涯学習推進課長】 それでは、日程第14、議案第14号、福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡の市登録史跡の登録に伴う答申について、その提案理由ならびに内容について御説明を申し上げます。

資料は208ページを御覧ください。まず提案理由でございますが、福生市文化財保護審議会の答申に基づき、福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡を福生市登録史跡として、福生市文化財登録台帳に登録するため、本案を提出するものでございます。

209ページをお願いいたします。教育委員会からの諮問に対しまして、令和8年1月23日付で福生市文化財保護審議会会長から教育長宛てに提出されました答申文でございます。内容といたしましては、福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡を福生市登録文化財登録台帳に登録するよう答申するとしております。

続きまして、対象文化財の内容について御説明申し上げます。表題でございます、渡船場とは通行料を支払い、船もしくは橋にて川を渡る場所のことで、福生には江戸時代から明治、大正にかけて、多摩川を渡河するため、上流から3つの渡船場がございました。

資料211ページを御覧ください。1点目の文化財の名称は、福生渡船場跡でございます。登録種別は福生市登録史跡、所有者は福生市、所在地は福生市北田園二丁目8番地2の多摩川緑地福生柳山公園内でございます。内容でございますが、この福生渡船場は、永田の渡しとも言われ、現在の多摩川の永田橋付近にございました。本渡船場は、日光街道から福生を通りまして、五日市村に通じる交通の要所で、明治27年、青梅鉄道の開通に伴い、福生駅が開設されると、対岸の村々から鉄道利用するための重要な渡船場となりました。その大正14年には、下流に多摩橋が架設され、同年に五日市鉄道が開設します。昭和24年には永田橋が架設されたことで、福生渡船場はその使命を終えております。現在、往時の様子を伝えるものはございませんが、その跡地は多摩川緑地、福生柳山公園となっております。

資料の212ページは参考資料といたしまして、現況の写真と昭和初期の福生渡船場の写真を掲載してございます。

次に、214ページを御覧ください。2点目の名称は、牛浜渡船場跡でございます。登録種別は福生市登録史跡、所有者は福生市、所在地は福生市北田園一丁目先、多摩川中央公園内でございます。牛浜渡船場跡は、牛浜の渡しとも言われ、五日市と江戸を結ぶ、五日市街道の多摩川渡河点でございます。管理や権利につきましては、当時の熊川村が保有しておりましたが、明治23年に対岸の草花村に権利が譲渡され、森山の渡しと呼ばれるようになります。大正14年、五日市街道をつなぐ多摩橋が架設されたことで、牛浜渡船場はその使命を終えてございます。現在、跡地は多摩川中央公園と

して整備されておりまして、往時の様子を伝えるものはございませんが、昭和39年に当時の福生町観光協会等により、その存在を示す石碑が建てられております。

資料は215ページを御覧ください。参考資料といたしまして、大正11年の牛浜渡船場の写真を掲載してございます。

次に、資料の217ページを御覧ください。3点目は、熊川渡船場跡でございます。登録種別は市登録史跡、所有者は福生市、所在地は福生市南田園一丁目1番地1、多摩川緑地福生南公園内でございます。熊川渡船場は、熊川の渡しとも呼ばれ、現在の多摩川睦橋付近にございました。熊川の旧家の石川彌八郎家文書によりますと、明治維新より以前から、無賃にて運営されていたことから、その成立は明治以前まで遡ることができます。この渡船場は、拝島から秋川沿いの村々までを経て、五日市伊奈道の多摩川渡河点でございました。先ほどの2つの渡船場と同様に、大正14年に上流に多摩橋が架設され、五日市鉄道が開通したことによって、その使命を終えてございます。やはりこちらも往時の様子を伝えるものはございませんが、現在の跡地は多摩川緑地福生南公園となっております。

資料の218ページには、参考資料といたしまして、現況の写真と昭和初期の熊川渡船場の写真を掲載してございます。

最後に、この3カ所の渡船場跡の登録理由でございますが、ともに江戸時代から大正期にかけて、多摩川の渡河の様子や、当時の交通運輸等の歴史を現在に伝える貴重な歴史資料であり、市登録文化財として後世に伝えることがふさわしいものと考えてございます。以上、内容について御説明申し上げましたが、本件、福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡の3カ所の渡船場跡を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、文化財保護審議会の答申のとおり御決定くださいますよう御審議のほどよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第14号は、答申のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は答申のとおり決定することといたします。

## 協議事項

協議事項1

令和8年度福生市教育方針について

【教育長】 次に、日程第15、協議事項1、令和8年度福生市教育方針についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第15、協議事項1、令和8年度福生市教育方針について、提案理由ならびに内容につきまして説明をさせていただきます。

資料の219ページをお願いいたします。まず提案理由でございますが、令和8年第1回市議会定例会において、教育委員会が推進していく取組みを述べるに当たりまして、令和8年度の教育方針を定める必要があることから、御協議をお

願います。教育方針は、令和8年3月3日の市議会定例会初日の冒頭で、市長の施政方針に続いて、教育長から御発言いただくものごです。

資料の220ページをお願いいたします。令和8年度の福生市教育委員会教育方針(案)の内容を御説明いたします。教育方針の冒頭では、令和7年度の状況を総括しております。最初に、物価高騰により学校給食の賄材料費に大きな影響があったこと、6月から8月の平均気温が最も高かった夏に、学校体育館を利用する社会体育団体に対し、一定の基準に達した場合の空調利用を試行的実施したこと。国においては、令和12年度から実施予定の次期学習指導要領の検討が始められたことなどについて触れております。

次に、令和7年度に取り組んだ重点施策について、学校教育の事業については、「福生市牛浜もくせい中学校」を令和8年度から開講するための準備を進めたこと。リース期間満了に伴う「i-Pad LTEモデル」の更新が完了したこと。就学援助費等受給申請のオンライン化、発達検査実施体制の強化、市立学校再編に向けた取り組みとして、「福生市立学校在り方検討委員会」から、「福生市立学校再編に向けた23の提言」をいただいたことについて触れております。

221ページをお願いいたします。次に、社会教育の事業については、福生市公共施設予約システムの更新、未来に残したい福生の風景写真コンテスト、武蔵野台テニスコート改修事業、ジュニア社会教育士養成講座、福生市子ども読書活動推進計画(第5次)の策定について触れております。

222ページをお願いいたします。ここからは、令和8年度の重要施策について記載いたしました。まず、テクノロジーの飛躍的な進化や地球環境、国際情勢の急激な変化により、将来の予測が難しい時代に直面している旨記載しております。次に、令和8年度の実施について、4つの基本方針ごとに記載いたしました。まず、基本方針1、「自ら未来を切り拓く力の育成」では、全中学校を対象として、英作文、AI添削サービス、「ライツ」を本格導入することや、令和9年度に福生第二小学校に日本語学級を新設するための準備を進めることなどについて触れております。

223ページをお願いいたします。次に、基本方針2、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」では、「学びの多様な化学校 福生市立牛浜もくせい中学校」の開校や、福生第五小学校に「自閉症・情緒障害特別支援学級」を新設するための準備を進めること。防災食育センター内に新たに主幹職を配置することなどについて触れております。

次に、基本方針3、「子どもたちの学びを支える教職員・学校の力の強化」では、福生市教育センターに設置している公立小中学校教職員研究・研修所に、学校教育に精通した会計年度任用職員を配置すること。中学校の部活動について、地域クラブ設立に向けたトライアル授業を実施すること。令和7年度にいただいた「福生市立学校再編に向けた23の提言」を参照し、学校再編基本構想・基本構想(方針)として策定することなどについて触れております。

224ページをお願いいたします。次に、基本方針4、「生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり」では、社会教育の持続可能な運営を支えるため、「社会教育主事」、「学芸員」、「司書」をそれぞれ明確に位置付けること、福生市スポーツ推進計画の前期計画が終了することに伴い、後期計画となる(仮称)福生市スポーツ推進ビジョンを策定すること。福生野球場にバリアフリー化を伴う改良工事を実施することなどについて触れております。

225ページをお願いいたします。最後に、「福生市教育ビジョン」に基づき、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、国や東京都の動向を的確に捉えながら、教育全体の向上、活性化を図る旨記載いたしました。雑ばくではございますが、内容についての説明とさせていただきます。なお、市長の施政方針との調整等がございますことから、市議会開会前まで、教育方針の本文の修正等につきましては、教育長に御一任いただければと存じます。説明は以上でございます。御協議のほど、お願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

協議事項Ⅰは原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、協議事項Ⅰは原案のとおり決定することといたします。  
なお、説明はございましたが、今後、施政方針との調整等がございますため、文言の修正等については私に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、協議事項Ⅰの文言の修正等については、私に御一任願います。

## 報告事項

### 報告第4号

#### 令和7年度卒業式告辞について

【教育長】 次に、日程第16、報告第4号、令和7年度卒業式告辞についてを議題をいたします。田畑指導主事より内容説明をお願いいたします。田畑指導主事。

【指導主事】 私から日程第16、報告第4号、令和7年度卒業式告辞について報告申し上げます。今年度の告辞は、小学校、中学校ともに、卒業生が新しい一歩を踏み出すに当たり、前向きな気持ちを持てるようなメッセージを意識いたしました。

初めに、資料227ページをお願いいたします。小学校では、創意工夫と挑戦をテーマに、昨年開催された大阪・関西万博を取り上げています。私たちの暮らしを豊かにしている技術は、数多の先人が創意工夫を積み重ねた結果確立された技術であることを紹介し、失敗を恐れず挑戦することが未来を切り拓く力になるというメッセージを込めています。中学校では、初志貫徹をテーマに、昨年ノーベル化学賞を受賞した京都大学副学長、北川進氏の研究人生を紹介いたしました。逆境にあっても信念を持ち続けることの大切さを伝え、義務教育で培った力を胸に、自分の可能性を信じて人生を切り拓いてほしいという願いを込めております。私からの説明は以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。宇田委員。

【宇田委員】 ごめんなさい。すごく細かいことなんですけども、一番最後、小学校の卒業式は、「厚く御礼申し上げまして、告辞といたします」、中学校のほうは、「厚く御礼申し上げまして 教育委員会の告辞といたします」となっていますが、これは何か意味がありますか。

【教育長】 田畑指導主事。

【指導主事】 特にはないです。

【教育長】 宇田委員。

【宇田委員】 そうしたら、統一しちゃったほうがいいかなと思います。どちらも。

【教育長】 田畑指導主事。

【指導主事】 御指摘ありがとうございます。そうしましたら、教育委員会の告辞といたしますに統一させていただきたいと思います。

【教育長】 宇田委員、よろしいでしょうか。

【宇田委員】 はい。

【教育長】 ありがとうございます。御指摘ありがとうございました。他に御質問、御指摘等ございましょうか。

【高橋委員】 数多の、自分はそこが分からなくて。

【教育長】 承知しました。その辺りについては、表現を工夫し、読みやすいように配慮いたします。

【指導主事】 はい。

【教育長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。少し時間がございますので、この後、御意見等がありましたらば、教育総務課に御連絡を賜ればと存じます。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は、報告のとおり承認することといたします。

報告第5号

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について

【教育長】 次に、日程第17、報告第5号、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について、田畑指導主事より説明願います。田畑指導主事。

【指導主事】では、日程第17、報告第5号、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応について、資料230ページを基に御報告申し上げます。

昨年末、他県の高校生が校内で暴行される様子を撮影した動画がSNSで拡散される事案が発生いたしました。その後、類似案件が複数発生している現状がございます。そのため、文部科学省初等中等教育局長は、令和8年1月30日付で、都道府県教育委員会教育長宛て通知、SNS上における暴力行為等の動画の投稿、拡散を受けた緊急の対応等についてを発出いたしました。

それを受けて、東京都教育委員会教育長は、令和8年2月5日付で、区市町村教育委員会教育長宛てに、児童・生徒の暴力行為等がSNS上に投稿・拡散された事案への緊急対応について通知を発出し、各地区教育委員会に対応を求めました。東京都の通知を踏まえ、福生市教育委員会は、令和8年2月9日付で通知を発出いたしました。児童・生徒間の暴力行為等の動画がSNS上で拡散された複数の事案が報道されていることを踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送るためには、学校の内外を問わず児童・生徒の暴力行為やいじめが行われなくなるよう、また暴力行為やいじめが見過ごされることがないように、あらためて取り組む必要があります。加えて、今般の事案に関しては、SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が誹謗中傷など新たな人権侵害を生む恐れも生じており、こうした課題への対応も必要であると考えています。そのため、本市においては特に3点について、令和7年度中に確実に実施するよう各校長に指導いたしました。

1点は、暴力行為やいじめが見過ごされていないか緊急の確認をすることです。令和8年1月27日に、既に本市が各学校に通知している、いじめ等に関するアンケート調査の実施及び結果報告の提出についてに基づき、見過ごされている暴力行為やいじめがないか、確実に確認するよう指示をしています。

2点は、暴力行為やいじめを許容せず、児童・生徒が声を上げられる環境整備をすることです。暴力行為は治安によって暴力罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを指摘するとともに、児童・生徒が不安を抱えた際に相談しやすくなるよう、全校長会や学級指導を通じて、あらためて暴力行為やいじめは決して許されないことを指導するよう求めています。

3点は、SNS等における誹謗中傷や人権侵害を含めた情報モラル教育を年度末までに必ず実施することです。SNSへの投稿・拡散が重大な人権侵害につながることや、その内容によっては名誉毀損(きそん)罪や侮辱罪の刑罰の対象となり得る場合もあることから、あらためて情報モラル教育を実施し、実施日を報告することとしております。本市においては、これまでも年間3回のいじめ等に関するアンケートの実施や、特に重大性があると校長が判断したいじめの報告など、いじめを見逃さない、いじめの重大化を防ぐ仕組みを構築してまいりました。今回の文部科学省通知、東京都教育委員会通知を重く受け止め、引き続き確実に対応するよう各学校を指導してまいります。私からの説明は以上です。

【教育長】内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。あるいは御意見等いかがでしょうか。林委員。

【林委員】こうした通知の背景とか、趣旨とか、内容を学校の教職員が共有するということはもちろんなんですが、併せてですね、やっぱり保護者とか地域とも共有して、要するにうちの学校、もっと言うと福生市の学校はこういう取組をきちんとしている、情報モラル教育をやっていると、あるいは不測の事態が生じた場合には、警察との連携もためらわないとか、そういったことを広く共有してですね、例えば学級通信だったりとか、保護者会だったりとか、いろんな場面ですね、広く共有して、子どもたち、保護者の間に安心感を広げていっていいんですかね、しっかりやってくれているっていうふうにしてもらうことも併せてお願いしたいなと思います。以上です。

【教育長】ありがとうございます。他、いかがでしょうか。高橋委員。

【高橋委員】自分も林先生と同じような感じなんですけど。自分、保護者の立場として見ると、加害者にも被害者にもなってもらいたくないのが、やっぱり一番の思いです。なので、やっぱり学校とか家庭でそんなようなことになったら嫌だという思いも共有するというか、そのことを共有して、自分がこういう立場にならないという環境にしていてもらいたいというのが、やっぱり一番の思いです。以上です。

【教育長】ありがとうございます。他、いかがでしょうか。野口委員。

【野口委員】ひょっとしたら子どもたちにこの重大さ、それが周囲に及ぼす影響、が伝わり切れてないのでは、と危惧しています。中には学校の先生の言うことは、サラッと聞き流してしまう子もいると思うんです。例えばITセキュリティに詳しい外部講師などを招いて、よりリアルに子どもたちに理解してもらうことが必要だと思います。

また、動画投稿う行為は褒められたことではないですけど、例えばいじめられているお子さんが「追い詰められた最後の手段」としてそのような行動に出してしまう可能性もあると思います。そうなる前に、子どもたちの苦しい思いをくみ取って適切にサポートできる体制も必要だと思います。

あとは、この重大さを伝える一方で、もし、こういう問題が起こってしまったときに、「人生が終わってしまう」という絶望感を与えるのではなく、「起きたことに対してこういう対策もできる」「こうやってやり直しができる」という再起の道筋も、厳しい指導と平行して、伝えてほしいと思います。

【教育長】ありがとうございました。いかがでしょうか。宇田委員。

【宇田委員】今、3つの対応、とても大切だと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。私、今回の件でちょっと、何ていうか、嫌だになって気になってるのが、偶然動画を撮るっていうよりも、最初から計画性があるような、こういうことがあるぞって、もうそれで撮る人間が決まっているとか、そういうようなことが感じたんですよね。いじめっていうのは、もう何十年も前から言われてますけど、4層構造があって、一番外側にいるのが傍観者、それからやし立てる観衆、それから加害者、被害者という4層構造です。動画を撮ってる子は観衆だと思うんですが、観衆は加害者だって言われてます。

ですから、動画を撮ること自体、暴行をあたえるのと同じようなことなんだっていう、そういうところ、さっき野口先生おっしゃったように、その辺の子どもたちの意識がまだ弱いんじゃないか。とんでもないことをしてるんだぞっていう、そういうことが分かっていないと思います。計画性があるそれを広めたら名誉棄損になる。もちろん暴行を与えた人間は、傷害罪、暴行罪。もうとんでもないことなんだっていうことを、本当にこれを強く言っていくっていうことが必要です。

もうひとつ、ちょっと考え過ぎかもしれませんが、今回の件をずっと聞いて、トクリウ型の犯罪だとか、闇バイトの犯罪を連想しました。指示役と実行犯がいるかもしれない、つまり本当に暴行を加えた子が真の加害者なのか、グループの中でやらされてるかもしれない。それを見て動画を撮って広めちゃえて言ってる指示役がいるとしたら、今回の件は複雑な構造になってると思うんです。つまり加害者と見られていた子がやらされているかもしれない。それから、撮って拡散したのも、お前、拡散しろって言われてるかもしれない。だから、今までとは違う2つ、3つが重なっているような構造があるんだとしたら、大きな問題となります。福生市内ではこういうことが起きてほしくないんですけど、もしもの場合、本当に徹底して解明して、一体どういうような形で、どういうふうに進んできて、誰が何をどうなったのかっていうのを丁寧に調べていかないと。

ですから、さつき田畑指導主事からあった3つ、とても大切です。その中の最後のところって、やっぱりこの複雑ないじめの構造になってないかっていうところまで見ていく必要があるのかなって、そんな気がしています。以上です。

【教育長】 ありがとうございます。委員の皆さま、それぞれありがとうございます。私もこのことについて、非常に重く受け止めておまして。例えば学校が行っている対応について周知するという、啓発っていうお話がありました。これも、例えば本日ですが、福生市青少年問題協議会、これは、市長が座長です。ここには健全育成に関するさまざまな福生市関係の方がいらっしゃるの、ここでこの通知も紹介し、教育委員会としての説明をして、ご協力を求めたいとは思っております。学校が理解して見て、児童・生徒を見守っているということはもちろん基本だと思っておりますけども。やっぱり地域で子どもたちを見ていただく目というのをもっていただけるようお願いをさせていただいております。

また、児童理解、生徒理解をやはり5W1Hでというお話があったと思うんですが、あらためて参事から、3月の校長会、これは学年、年度最後の校長会なんですけれども、2月の末に開催されます。その場で、あらためて参事のほうから、今の3点についてはもう一度徹底をして話を、福生市の児童・生徒が加害者にも被害者にもならないような、そういった対応を、年度末から年度初めに向けて継続してやっていきたいと思っております。

今後、状況等、何かあるようでしたら、定例会の場で御報告して御指導を受けたいと思っておりますので、皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

全体を通じて何か他にございますか。よろしいですか。それでは、お諮りをいたします。報告第5号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって報告第5号は報告のとおり承認することといたします。

## その他報告事項

### その他報告事項I

#### 令和8年度組織改正について

【教育総務課長】 次に、日程第18、その他報告事項について、その他報告事項I、令和8年度組織改正について、大楠教育総務課長より説明願います。大楠課長。

【教育総務課長】 それでは、日程第17、その他報告事項として、令和8年度の組織改正について御報告いたします。資料の235ページをお願いいたします。令和8年度の組織改正につきましては、さまざまな行政課題及び効率的な業務執行体制を整備するため、令和8年4月1日付で行います。

初めに、1の「組織改正の要点」は全体で6点ございます。(1)企画財政部主幹(公共施設再編担当)の設置。(2)福祉保健部主幹(福祉政策担当)の設置。(3)子ども家庭部参事(子ども家庭センター担当)の廃止。(4)子ども家庭部主幹(母子保健担当)の設置。(5)教育部主幹(学校給食担当)の設置。(6)業務量、効率性等を考慮した人員体制の

整備となります。

次に、2の組織改正の内容(1)機構の改正等についてでございます。ここからは教育部の内容について御説明いたします。238ページをお願いいたします。教育部は、エとして学校給食担当の主幹職を設置いたします。防災食育センターの施設稼働から8年が経過し、施設の保全改修に係るマネジメントを強化する必要があることから、新たに設置するものでございます。

239ページをお願いいたします。次に(2)組織定数の増減についてでございます。教育部は下段になります。キ、「教育総務課教育総務係に職員臨時配置職場として配置した職員の定数化」については、これまで臨時的に職員1名を配置しておりましたが、学校再編基本構想・基本計画の策定における市長部局との調整や、再配置・統廃合等の業務等について、継続的に組織横断的な対応が求められることによるものでございます。

240ページをお願いいたします。ク、「スポーツ推進課スポーツ推進係に職員臨時配置職場として配置した職員の定数化」については、こちらも、これまで臨時的に職員1名を配置しておりましたが、体育施設の老朽化対策や、券売機のキャッシュレス決済機能及び予約システム導入後の対応など、業務量が増加していることによるものでございます。

次に(3)職員臨時配置職場への職員の配置でございます。こちらは業務量の増加等が見込まれる職場について、臨時的に配置する職員でございます。

242ページをお願いいたします。教育部はトからニまでとなります。まず、教育指導課指導係は、部活動の地域連携・地域展開、不登校特例校の分校化、学校プールの全校外部委託化など、新たな事業の実施による業務量増加が見込まれるため、次に教育支援課教育支援係は、こども家庭センターの開設により、教育支援課が所管となった「子育て広場事業」の事業量増加及び時間外開庁のため、次に、生涯学習推進課生涯学習推進係は、コミュニティ・スクール活動の活性化に向けて、コミュニティ・スクール運営による総合的、組織的な学校支援活動、学習支援、地域人材との調整など、業務量が増加しているため、職員臨時配置職場として、それぞれ職員1名を継続し配置します。

次に3の職員定数でございます。下段に表がございしますが、右欄、市全体の実配置職員数は406人から12人増の418人になるものでございます。なお、243ページから248ページにつきましては、現行と改正後の組織の比較となります。参考として添付させていただきました。御報告は以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。新たに8年度、組織強化ということでやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

他に、その他報告は事務局のほうからありますか。委員の皆さまから何かございしましょうか。ないようですのでその他報告事項を終わります。

## 参考日程・閉会

教育委員会定例会の開催

令和8年3月23日(月曜日)午後1時15分 市役所第二棟4階委員会室

**【教育長】** 次に、今後の日程について、大楠教育総務課長からお願いします。大楠課長。

**【教育総務課長】** 次回の教育委員会定例会は、令和8年3月23日(月曜日)午後1時15分より、福生市役所第2棟4階、

委員会室にて開催したいと存じます。以上でございます。

【教育長】ただ今、大楠教育総務課長から説明がございましたとおり、次回定例会は令和8年3月23日(月曜日)午後1時15分に開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。御異議ないようですので、そのように取り扱いたいと思います。

本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和8年第2回福生市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前11時27分終了)